

大月市いじめ防止基本方針

平成26年10月
令和2年3月改定
令和7年2月改定
大月市教育委員会

目 次

第 1	いじめ防止等の基本的な方針	1
1	基本方針策定の意義	1
2	いじめの定義	1
3	いじめの禁止	1
4	いじめの防止等に関する基本的な考え方	1
	(1) いじめの未然防止	2
	(2) いじめの早期発見	2
	(3) いじめへの対処	2
	(4) 家庭や地域、関係機関との連携	3
	(5) 保護者の役割	3
第 2	いじめの防止等の具体的な対策	3
1	教育委員会における取り組み	3
	(1) 日常的な学校支援	3
	(2) いじめの実態把握	3
	(3) 関係機関との連携	3
	(4) 教職員の研修	3
	(5) 相談支援体制	4
	(6) 啓発活動	4
	(7) 重大事態発生時の対処	4
2	学校における取り組み	4
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	4
	(2) いじめの防止等に取り組む組織	4
	(3) いじめの防止等に関する措置	4
第 3	重大事態への対処	5
1	いじめ重大事態への対応	5
	(1) 重大事態ガイドラインの構成	5
	(2) 留意事項	6
2	調査結果の提供及び報告	7
	(1) 調査結果を適切に提供する責任	7
	(2) 調査結果の報告	7
第 4	その他の重要事項	7

大月市いじめ防止基本方針

第1 いじめ防止等の基本的な方針

1 基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

大月市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、学校におけるいじめの問題を克服し、児童生徒の尊厳を保持する目的のもとに、大月市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、大月市立小・中学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめの防止等（いじめの防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童生徒の心に長く深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童生徒は、いじめを行ってはならない。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こりうるとの認識のうえで、学校に関わる全ての関係者の連携のもと、次のことを基本としていじめの防止等に取り組むものとする。

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」という指導を徹底するとともに、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う態度などを養うことが必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは、大人の目につきにくい形で行われることを認識し、児童生徒の小さな変化をとらえ、理解を深めていくことが大切である。

また、いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査やいじめに関する相談や通報を受け付けるための電話等による相談窓口や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した相談について、広く周知することにより、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめへの情報やいじめの兆候が確認された場合には、担任など特定の教職員で抱え込まず、速やかに上司に報告・相談し組織的な対応につなげ、いじめを受けている児童生徒の安全確保をはじめ、再発の防止等学校において迅速に対応していくことが重要である。

また、保護者・教育委員会への連絡や相談等、状況に応じて関係機関との連携が必要である。このため、いじめられた児童生徒からの情報や複数の教職員が個別に認知した情報、進学や転校・転学の際に学校間で収集した情報を個別の児童生徒ごとに記録し、情報の集約と共有化を図り、いじめの兆候を確実に受け止め、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめを受けている児童生徒を組織的に徹底して守り通し、再発防止に向けた取り組みを徹底していくものとする。

(4) 家庭や地域、関係機関との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が重要である。いじめを認知したら、関係の児童生徒や家庭間での解決を図るだけでなく、事案によっては、PTAや地域の関係機関と協議することも必要である。

また、いじめ問題の対応において学校の指導だけでは十分な効果を上昇することが困難な場合には、関係機関（警察、児童相談所等）と適切に連携を図ることが必要である。特に、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、警察への相談・通報を行うこととし、保護者への周知を行うこととする。

(5) 保護者の役割

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童生徒がいじめを行わないように、規範意識を養うための指導に努めなければならない。

また、保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるとともに、日頃から、いじめの防止等について理解を深め、児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

第2 いじめの防止等の具体的な対策

1 教育委員会における取り組み

(1) 日常的な学校支援

いじめの防止等の取り組みに関して学校訪問等を通じて指導・助言を行う。

(2) いじめの実態把握

各学校のいじめの発生状況や対応状況を調査・把握し指導に生かす。

(3) 関係機関との連携

必要に応じて、警察、児童相談所、民生・児童委員等、健全育成に関わる関係機関や専門家と連携して学校を支援する。

(4) 教職員の研修

いじめの問題の理解と対応について、山梨県教育委員会と連携し、教

職員の研修を実施する。

(5) 相談支援体制

電話・来所によるいじめの通報や相談を受ける体制を整備するとともに、学校へスクールカウンセラー等心理の専門家の派遣を行う。

(6) 啓発活動

いじめの問題の理解と対応について、保護者や関係機関等に対して必要な広報その他の啓発を行う。

(7) 重大事態発生時の対処

学校と連携して事実関係を明らかにするための調査を実施するほか、必要に応じて第三者を加えた組織により、詳細な調査や対策についての検討を行う。

2 学校における取り組み

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国・県のいじめ防止基本方針や大月市の基本方針を参酌し、実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」を定め、年度当初に全教職員で確認するとともに、学校のホームページなどで公開することに加え、児童生徒や保護者に対して、年度当初や入学時に必ず説明する。

(2) いじめの防止等に取り組む組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校長をはじめ複数の教職員その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設置する。

(3) いじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止

いじめは、どの子どもにも起こりうるという認識のもと、学校はいじめの未然防止に向けて、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童生徒自

らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるように支援する。

また、教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う必要がある。

イ いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを軽視したり隠したりすることなく、積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように心掛け、併せて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組まなければならない。

ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員だけに任せることなく、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通さなければならない。

また、加害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導を行う必要がある。これらの対応については教職員全員が共通理解をしたうえで、保護者へも協力を依頼し取り組むとともに、必要に応じて関係機関・専門家等と連携して対応していくものとする。

第3 重大事態への対処

1 いじめ重大事態への対応

いじめの重大事態については、文部科学省のいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）（以下「重大事態ガイドライン」という。）により適切に対応する。

(1) 重大事態ガイドラインの構成

第1章 重大事態調査の概要及び調査の目的

- 第2章 いじめ重大事態に対する平時からの備え
- 第3章 学校の設置者及び学校の基本的姿勢
- 第4章 重大事態を把握する端緒
- 第5章 重大事態発生時の対応
- 第6章 調査組織の設置
- 第7章 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明
- 第8章 重大事態調査の進め方
- 第9章 調査結果の説明・公表
- 第10章 重大事態調査の対応における個人情報保護
- 第11章 調査結果を踏まえた対応
- 第12章 地方公共団体の長等による再調査

【別添資料1】いじめ（いじめの疑いを含む。）により、これまで各教育委員会等で重大事態として扱った事例

【別添資料2】いじめ重大事態に係る申立様式

《参考》法・基本方針の関連する規定

(2) 留意事項

① 重大事態ガイドラインの研修・啓発について

重大事態ガイドラインは、重大事態調査が適切に行えるよう、これまでの重大事態調査の実施状況を踏まえ、「大月市いじめ問題対策連絡協議会等」での議論を受けて調査の基本的な進め方や留意事項等をまとめたものである。各教育委員会においては、重大事態ガイドラインや添付資料等を活用し、重大事態ガイドラインの理解を目的とした研修を行うよう努めること。

さらに、年度初めの職員会議等において、学校基本方針はもとより、法、国の基本方針や本方針、生徒指導提要等の理解を深めるなど、平時から実効的な取組を行うよう努めること。

② チェックリストの活用について

各学校においては、平時からの備え及びいじめ重大事態調査の際には、重大事態ガイドラインのチェックリストを、実情に応じて編集のうえ活用すること。

2 調査結果の提供及び報告

(1) 調査結果を適切に提供する責任

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適切な方法で説明する。

また、これらの情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど関係者の個人情報に十分配慮する。

(2) 調査結果の報告

調査組織の調査結果については、教育委員会から（学校が調査主体となったものは、学校から教育委員会に報告し、教育委員会を通じて）、市長に報告する。

第4 その他の重要事項

1 当該基本方針の策定後においても、国の動向や社会情勢を勘案して基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

2 教育委員会は、大月市立各小・中学校における「学校いじめ防止基本方針」について策定状況を確認し、いじめの防止等のための取り組みに対して必要な指導・援助を行う。